

# エネルギーの使用の合理化に関する法律(建築物に係る部分)の改正の概要

## 【改正のポイント】

### ストック対策の強化

一定規模(床面積2,000㎡以上)の非住宅建築物の大規模修繕等を行う者に対して、所管行政庁への省エネ措置の届出を義務付け(現行は、新築・増改築する者に対してのみ義務付け)

### 住宅に関する対策の強化

一定規模(床面積2,000㎡以上)の住宅についても、非住宅建築物と同様に所管行政庁への省エネ措置の届出を義務付け(現行は、努力義務のみ)

※所管行政庁：建築主事を配置し、建築確認等を行う都道府県等

※省エネ措置：建築物の外壁、窓等の断熱化、空気調和設備等の効率的な利用

※大規模修繕等：外壁、窓等の大規模の修繕・模様替、空気調和設備等の設置又は大規模の改修

## 【改正内容】

### 【省エネ措置の届出義務(一定規模以上が対象)】

〈現行〉

2,000㎡以上の建築物  
(非住宅)

- ・新築・増改築の際、省エネ措置に係る事項を所管行政庁に届出
- ・省エネ措置が著しく不十分 → 指示・公表

〈改正後〉

2,000㎡以上の建築物  
(非住宅)

- ・新築・増改築**及び大規模修繕等**の際、省エネ措置に係る事項を所管行政庁に届出
- ・省エネ措置が著しく不十分 → 指示・公表

2,000㎡以上の住宅

- ・新築・増改築**及び大規模修繕等**の際、省エネ措置に係る事項を所管行政庁に届出
- ・省エネ措置が著しく不十分 → 指示・公表

【省エネ措置の努力義務】

拡充

建築物



住宅



○上記届出をした者は、届け出た省エネ措置に関する**維持保全の状況**を定期的に所管行政庁に報告。  
(維持保全の状況が著しく不十分な場合は、所管行政庁が勧告)

## 【改正法の施行日】

改正法の施行日：H18. 4. 1 (H17. 8. 10 公布)